

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	<p>薩摩川内市では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市内に居住する75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を、被保険者として管理し、広域連合と協力しながら、後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務、賦課・徴収事務を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報を送付 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報を受領し登録 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し、被保険者証を交付 ④広域連合より保険料情報を受領し期割計算、納付通知 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付 ⑥口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)等の方法により徴収 ⑦広域連合へ徴収結果を送付
③システムの名称	MCWEL後期高齢者医療、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、Tel:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、Tel:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手は行われたい。その上で、事務に必要なない情報を入手する事がないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するようになっている。また、後期高齢者医療広域連合標準システムやMCWEL後期高齢者システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別な入力確認者によるダブルチェックを経なければ処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じている事から、目的外の入手が行われるリスクへの対策は、十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 中村 真	保険年金課長 西田 光寛	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成27年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MC-WELL後期高齢者医療、中間サーバー	MC-WELL後期高齢者医療、中間サーバー 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事前	
平成29年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MC-WELL後期高齢者医療、中間サーバー 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	MCWEL後期高齢者医療、中間サーバー、後期 高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 西田 光寛	保険年金課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	III しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	IVリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年7月7日	VIリスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年5月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年5月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1の項、80の項、82の項及び83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の82の項	番号法第19条第7号	事後	法令改正に伴うもの
令和7年5月22日	I 関連情報-9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年5月22日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手は行われない。その上で、事務に必要な情報を入力する事がないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するようになっている。また、後期高齢者医療広域連合標準システムやMCWEL後期高齢者システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別な入力確認者によるダブルチェックを経なければ処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は、十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月22日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月22日	VIリスク対策 1.1. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手は行われず。その上で、事務に必要な情報を入力する事がないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するようになっている。また、後期高齢者医療広域連合標準システムやMCWEL後期高齢者システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別な入力確認者によるダブルチェックを経なければ処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じている事から、目的外の入手が行われるリスクへの対策は、十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴い追記